## 栃木県社会福祉士会会報

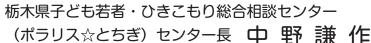


〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 発 行 一般社団法人栃木県社会福祉士会 TEL 028-600-1725 発行責任者 檜山 光治 FAX 028-600-1730 編集責任者 長 秀紀 ホームページアドレス http://www.tochigi-csw.org/ **44**号

発行日 平成27年6月15日



## 「できてもり支援と 子ども苦苦支援のとれから!





羅針盤	1
トピック	2
福祉士おもいのたけリレー	3
会長の視点	3
情報の広場	4
授産製品・店舗紹介	5
共同事務所 6 団体通信	6
福祉士会通信	7~8
編集後記	8

平成26年10月、栃木県はひきこもり支援と、様々な困難を抱える子どもや若者の支援の中核となる「栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター」(愛称:ポラリス☆とちぎ。以下「ポラリス」と表記。)を開所した。公募により、一般社団法人栃木県若年者支援機構が受託し、運営に当たっている。今年3月までの6か月間の相談件数の内訳は、電話相談が411件、来所相談が394件、訪問相談が181件、メール相談が104件で延べ相談件数が1,090件となっている。相談の実人数は364人と多くの相談が寄せられた。その中でも若者と定義される39歳までの方は308人と全体の84%を超え、若者の相談が多いことが明らかだ。主訴から見てみると、ひきこもりが130人、不登校が64人、続いて就労が47人となっている。

ひきこもりに関する相談はほとんどが保護者から寄せられるが、長い方だと20年以上ひきこもっている方もいらっしゃる。ポラリスの対応としては、同居している保護者の関わりがとても重要になるので、相談に加え家族支援セミナーなどを実施している。相談員の助言を受けた保護者が関わりを変えることで当事者に変化が起きた事例も出てきている。

また、困難を抱える子ども若者の相談では、主訴も多岐に渡ることから学校や児童相談所、サポステなど各関係機関との連携は必然となってくる。最近では長期にわたり自宅にいた青年がサポステを経由して学習支援の手伝いをすることで最初の一歩を踏み出した事例もあった。連携しているからこそ可能な事例である。

ひきこもり支援で重要なのは、長期的な視野をもった支援である。2、3回の相談で改善がみられるケースは少ない。ひきこもり当事者の最も近くにいる保護者や家族がどのように向き合っていくかを支援することが大切になる。ポラリスからすれば保護者や家族に向けた長期かつ継続的な支援が欠かせないこととなる。

困難を抱える子ども若者の支援で重要なのは、当事者である本人を主 人公とした寄り添い型の支援である。大人の都合で決めてしまうのでは なく、本人の意思を最優先することが大切になる。本人の希望を叶える ためにも各地域の支援ネットワークは不可欠となる。

ポラリスの相談員が大切にしていることがある。まずは「つながること」。ひきこもりを始め様々な困難を抱える当事者や保護者、家族とつながることからしか支援は始まらないからだ。それから「つなげること」。ポラリスのみで全てが改善できるはずもない。県の機関であるからこそ、各関係機関との連携を深め、適切に次の機関や団体に繋げることも重要な支援となる。そして、「関わりを持ち続けること」。相談が一旦終了になっても他機関にリファーしても、ポラリスからの関わりを切ることはない。必要があればいつでも話を聴いていくスタイルは続けていく。

この記事をお読みの皆様にもご協力を仰ぐことがあるかもしれません。今後ともポラリス☆とちぎをよろしくお願いいたします。





若者支援という形の支援が本県におきましても本格的にスタートしました。 しかし、その抱える課題を解決していく過程においては、既存の支援機 関との連携が重要となると思います。今回は、その既存の支援機関で活 躍されている2名の社会福祉士に、それぞれの立場から若者支援につい て語っていただきます。

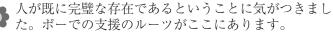
## 地域活動支援センターからみた若者支援

認定特定非営利活動法人 自由空間ポー 代表理事 本郷 秀崇

当法人では、宇都宮市からの委託を受けて、精神障害者を主な対象とする地域活動支援センターを運営しています。昨今、若者支援と重なる部分も多くあり、関係機関との連携の必要性も高くなっていると感じています。

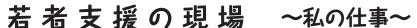
まず、当施設の特色です。一つ目は、精神障害者の地域の居場所です。訓練プログラムはありません。何もしなくてもいられます。いつ来てもいつ帰っても自由です。二つ目は、ピアサポートの場です。居場所での仲間との自然な語らいがそのままピアサポートになっています。仲間同士で悩みを相談したり、励まし合ったりしています。また、数人のピアスタッフもいます。

このような自由空間ポーですが、支援をする上で大切にしている考え方があります。それは、ありのままを受け入れるということです。ありのままの大切さは、近頃よく言われていることですが、では、なぜ、ありのままが大切なのでしょうか。それは、人それぞれが、既に完璧な存在だからです。私事で恐縮ですが、二十代の頃、インドを一年余放浪していたことがあります。ある意味インドに引きこもっていたわけです。この時、



さて、随分と抹香臭い話になってしまいましたが、 すみません。しかしながら、若者支援を考えるときに、 このことは大切なのではないかと思います。若者の挫 折は、社会がそして本人までもが、本人のありのまま の姿を肯定できないでいるというところにあります。 ありのままの自分ではなく、他の誰かにならないと社 会も自分も認めてくれない。辛いと思います。

ですから若者支援に必要なことは、まず、若者が自分で自分を肯定できるように環境を整えてあげることと考えます。そのためには、何もしないでいられることや同じ仲間との交流も大切でしょう。一方、私たち大人は、人には様々な生き方があることを認識しずもしなければなりません。そして、多様な生き方が共存できる社会を創っていくことが求められるでしょう。さらに根本的には、若者のありのままの姿の可能性を信じる覚悟が、ある意味、私たちに、必要になってくるのかもしれません。



大田原市教育委員会・那須塩原市教育委員会・福島県教育委員会福島県鏡石町教育委員会 スクールソーシャルワーカーSV 武蔵大学・宇都宮短期大学 非常勤講師 **土屋** 

## 土屋 佳子



子どもをめぐる事件や、子どもの貧困がクローズアップされる中で、スクールソーシャルワーク(SSW)への関心が一気に高まってきていると感じています。私は15年ほど前から、SSWを独自に学びつつ、学校、行政、NPO等で、教育相談、子育て支援、特別支援教育巡回相談、児童福祉相談の仕事(職名は相談員やスクールカウンセラーなど)をしてきました。高根沢町勤務時の実践は、町単費で事業化され本県でのSSW導入の初例となりました。また、東日本大震災後は、縁あって福島県のスクールソーシャルワーカー(SSWr)となり、翌年大田原市での活動が加わったことから、今も両県を奔走しています。

まだ目新しいSSWrの仕事ですが、基本的には他領域のソーシャルワーカー(SWr)と変わるものではないと考えています。扱う内容は不登校、いじめ、児童虐待、障害、生活困窮、と様々ですが、情報を収集・アセスメントし、関係者が集まってケース会議を行い、課題克服のための支援計画を立案・実施します。例えば、不登校となり、先生が訪問してもなかなか会えないようなケースの際、SSWrは家庭訪問を行い子どもや保護者の話をじっくりと聴き(先生とは違う立場を

理解してもらうと、会って話ができたりします)、代 弁や環境調整を図ります。子どもの持つ強み(ストレングス)に着目し、学校に伝えるのも重要な仕事です。 学校を中心にしたフィールドでの活動は、子どもや 保護者をサポートするだけでなく、教師への支援も大きなウエートを占めます。三者が対象となるところは、 特徴的かもしれません。また、ケースワークだけでなく、校内体制づくりや、教育委員会との協働、地域資源の活用、関係機関との連携など、業務は多岐にわたります。いずれにせよ大切なのは、子どもの発達段階を理解し、つなぐ視点と、子どもをまんなか(主体)

にした支援のし くみづくり。



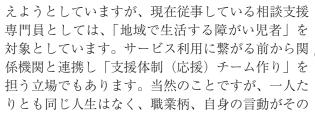
研修会の様子

# 福社士 おもいのたけリレー

県内で活躍する社会福祉士が、実践への「おもいのたけ」を 語っていくコーナーです。このコーナーは、リレー方式で次 の社会福祉士につないで掲載していきます。

掲載内容: ①氏名(ひらがな)、②所属、③趣味、④実践へのおもいのたけ

- ①手塚 希 (てつか のぞみ)
- ②社会福祉法人同愛会所属:宇都宮 市障がい者生活支援センター(子 ども発達センター内)
- ③「娘と一緒にゆっくり温泉旅行している姿」を空想(?)すること。
- ④社会福祉士資格取得後、20年を迎





方の人生の一部に「良くも悪くも何らかの影響を与えてしまう」立場であることを、自戒をこめて痛感しております。日頃より、「主役である障がい児者やご家族の、一つひとつの言葉や思い、そこに流れる空気感を、一つひとつ丁寧に紡ぎ、織りなし、取り巻く人全員で包み込めるような支援体制を整える『黒子』に徹すること」を心がけておりますが、一筋縄にいかないことも多く、悩みは尽きません。併せて、個別支援から地域課題を抽出し、より住みやすい地域作りも大きな役割と認識しながら、日々、奔走しています。次は、サポートきりんの疋田友子さんにバトンを繋ぎます。



## 最近の福祉の動向について

栃木県社会福祉士会会長 檜山 光治



障害者総合支援法(略称)の成立時に附帯決議された10項目の見直し作業が始まった。その主な論点を整理してみたい。

①個別給付と地域生活支援事業にかかる移動支援の役割分担、個別給付にかかる移動支援の通勤・通学や入所中の取り扱い。②障害者の就労に関する制度的枠組み、就労継続支援(A型およびB型)と就労移行支援の機能や支援のあり方。③支給決定プロセスのあり方、障害者支援区分の意義・必要性・役割、障害者区分の認定における障害特性のさらなる反映。④障害児者に対する意思決定支援、成年後見制度の利用支援。⑤病院から地域に移行するために必要なサービス、精神障害者の特徴に応じた地域支援のあり方。⑥家族支援や医療的なケアが必要な障害児への支援も含めた障害児支援のあり方。⑦障害者総合支援法の障害者の範囲、既存の障害福祉等について制度・運用面の見直し。等どれも簡単に結論が出ないような内容である。今後の議論の推移を注視していきたい。

生活困窮者自立支援法は福祉事務所設置自治体(町は県が実施)で4月1日から、県内25市町で施行された。直営又は社会福祉協議会等に委託と運営主体は異なるが、少人数の自立相談支援員等のみでの支援では、限りがあり、各種のネットワークが必要である。いずれにしても体制作りが基本である。

介護保険制度の改正は創設以来の大改正である。 2025年度を目途に地域包括ケアシステムの構築が叫ばれている。しかし、第1歩の踏み出し方が分からない のが実情である。国自体は詳細なマニュアルや先進事例の紹介が行われているが、市町村では地域の特性があり重装備(専門職による支援)と軽装備(地域住民の活動)がマッチングした2層構造が描ききれない。新たな手法の開拓でもある。

このように各制度とも地域(向こう三軒両隣)に視点を注ぐが、社会構造の変化に対応する術を考察しなければならない。スマホのラインによる家族・友人関係、リボ払い、カードローンによる生活スキル(金銭管理等)の破綻、財産あれど現金なしの高齢者等個々の問題の多様化に対応しなければ地域再生は困難である。

地域での生活は多くのネットワークを必要としていたが、社会の進歩とともに個々の生活で可能になってきた。地域の再生が叫ばれた時、何故地域のネットワークが必要とするのか考えていかなければならない。地域で何をすべきか語り合うことから始めなければならないと思う。

福祉専門職は多職種連携が叫ばれ活発化していると思われる。ソーシャルワーカーに求められるのは、専門職の自己への問いかけであり、自己研鑽である。相談する人がいることから成り立つので、相互作用や面接スキルの向上である。誰でも分かる言葉を使い、相互作用の深淵である。相談・生活支援等の臨床場面が成長を促してくれるので、相談・生活支援者同士が身近なところで、語り合うことが自己の成長に繋がるのではないだろうか。



## 情報の広場

今回は、栃木県社会福祉士会の委員会の一つである社会福祉 評価委員会が行っている第三者評価についてズームインして ご紹介します。どのような事業なのか詳しく語っていただき ます。

## 『第三者評価って何? 判るように説明して!』

評価という言葉は、決めた目標等に対して、一人 ひとりがそれにどれだけ到達したかの到達度評価(絶 対評価)や個人が集団内で占める位置が判るようにし た(五段階評価等)相対評価に使われています。しか し、評価者の上からの目線の感じがして、あまり好か れる言葉ではないように思います。

私たちが行う評価とは、監査でもなく、優劣をつけ、 格付けをするものでもありません。

#### 第三者評価とは

評価の課程や結果を通じて、私たち評価機関と事業 所がいろいろな考えや意見の交換を行います。結果的 に事業者がより質の高いサービスを、利用者の人たち に提供することを目指したものです。

事業者は、現在提供しているサービスの実態を正しくとらえて、どのようにしてサービスの質の向上につなげるか、そのための課題は何かを見極めることです。このことを職員皆さんと話し合い、考えを共有し、組織としての力を発揮させることが目的です。

福祉サービスを提供する事業者及び利用者以外の、 公正・中立な第三者機関(社会福祉士会等)が専門的 かつ客観的な立場から行う評価です。

## 第三者評価の進め方

事業所より受審の要請を受けますと、私たち(評価 機関)は、県や評価機構が定めた評価項目について、 社会福祉士会として定めた評価手法をもとに実施して 行きます。

評価を構成するものは、①事業所で行った自己評価、②利用者や家族の方及び職員へのアンケートや面談ヒヤリング、③訪問調査時にまとめた第三者による評価です。これらを中心に調査員達が意見を交わし合い、まとめていきます。

評価結果については、第三者による客観的な事業所情報として外部に公表(インターネット等)されます。

## 第三者評価の対象部門

(地域密着型事業所と福祉施設・事業所、の二つです)

一つは、介護保険制度における地域密着型事業所 であるグループホーム(認知症対応型共同生活介護) が対象です。(ここでの評価を『**外部評価**』と称しています)事業所は外部評価の受審と公表が義務化されています。

二つ目は、福祉サービスの質の向上を目的として 受審を希望する福祉施設・事業所に対する任意の 第三者評価です。(ここでの評価を『第三者評価』と 称しています)但し児童養護施設等の社会的養護施設 は第三者評価の受審と公表が義務付けされています。

#### 評価調査者および調査期間

調査者は、社会福祉士会員であり、評価調査者養成 研修及び継続研修を修了した人が行います。社会福祉 士としての技量向上に大変役立つと思います。

一緒にやってみませんか! 私たちは新しい評価者仲間を待っています。

なお、評価に要する調査期間は各事業所3ヵ月~6ヵ月かけて実施しています。

## 今後の第三者評価受審に対する社会的背景

日本の社会保障・福祉政策は平成27年度以降を起点とする各分野における制度改革が予定され、福祉サービスの量的な拡大とともに質的な拡大が求められています。福祉施設・事業所には福祉サービスの質の向上及び運営・経営の透明性の取り組みを推進する観点から第三者評価の受審が一層必要とされています。

#### ▶評価の受審にはお金がかかります

地域密着型のグループホーム等の事業所

受審費用 75,000円

福祉施設・事業所

受審費用 250,000円

(高齢者、障害者等の施設、保育所、児童養護施設等の社会的養護関係施設で利用者50人が基準です。人数によって費用が増減します)

(小野二千光)



## 授産製品・店舗紹介

## とちぎライトセンター

宇都宮市竹下町1200

T E L : 028 - 670 - 3171FAX: 028-670-3173

私たちとちぎライトセンターで は、主に視覚障がい者が作業を行 っています。特に力を入れている のが、国産小麦粉にこだわった手

作りクッキーで す。見えないな がらも、ふるい をかけたり、泡 立てたりと、一 生懸命作業に取 り組んでいます。 その中でも、





「ごまのチュイー ルーと「アーモンド のチュイール」は、 形も可愛らしく、人 気の商品です。チュ イールとは、フラン ス語で『瓦』を意味( し、薄く伸ばした生

<sup>で</sup>うぎライトセン<sup>タ</sup>

## このコーナーでは、障害のある方々が作る 授産製品や販売する店舗をご紹介します。

地をオーブンで焼き上げます。ごまのチュイールは 白ゴマと黒ゴマをふんだんに使用し、甘さ控えめでゴ マの香ばしい香りが楽しめます。アーモンドのチュイ ールは、アーモンドと生地のサクサク感がたまりませ ん。他にも、甘くておいしい「キャラメルアーモンド」、 クルミが香ばしい「くるみのクッキー」、色々な形が 楽しめる「バタークッキー」にもおいしいこだわりが いっぱいです。

クッキーは色とりどりの可愛らしいリボンでラッピ

ちぎライトセンタ ーのマスコットキ ヤラクター『きら りィ』のシールが 目印となっていま す。ご予算に応じ て、クッキーを詰 め合わせた贈呈用



のギフトセットの注文も承っております。ギフトセッ トには、特別なラッピングを行っていますので、ぜひ ご利用ください。

○販売場所: とちぎ福祉プラザ内とちぎナイスハート ショップ、南図書館、道の駅サシバの里いちかい、 わくわくショップ U、あぜみち上戸祭店(毎週金 曜日のみ)

×

## NPO 法人 ハートフルふきあげ

栃木市大森町465

電 話:0282-31-3911 FAX: 0282 - 31 - 3912

NPO法人ハート フルふきあげは平 成23年4月に開所 しました。

工業製品の下請 けとしての内職作 業と自主製品の手 作り揚げ餅の生産 を行っています。



年々好評をいただいている揚げ餅は、昔ながらの製 法で作っています。国産のもち米を使ってついた餅を 天日で数日間干して、こだわりの油で揚げ、味付けを します。もちろん、すべての工程を障害を持った利用 者様達で役割分担をして作っています。しっかりと天 日で干した餅を揚げなければ、サクサクとした揚げ餅

は出来上がりません。天候に左右されることも多々あ ります。そんな時も、利用者様と支援員で問題解決の 為に試行錯誤をしながら、高品質の製品を作ろうと努 力しています。ただ物を作るのではなく、品質維持や 生産管理なども訓練のカリキュラムに取り入れて支援 しています。

現在、県内各地約50か所(飲食店・ゴルフ場・各道 の駅・スーパーマーケット等)はもとより、リピータ ーとして個人の方からも多くの支持を得て販路が広が っています。

贈答用のギフトも承っておりますのでご相談下さ





## 共同重整用

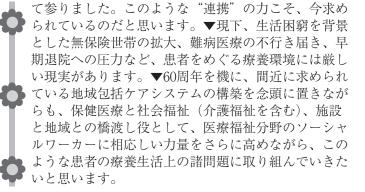
## ソーシャルケアサービス共同事務所に所属して いる各団体の活動を紹介する掲示板です。

栃木県医療社会事業協会、栃木県介護福祉士会、栃木県ホームヘルパー協議会、 栃木県精神保健福祉士会

## 栃木県医療社会事業協会

会 長 小嶋 章吾

今年度、創立60周年を迎えます。8月1日(土)に は、ホテルニューイタヤ (宇都宮市) にて記念祝賀会 を開催します。▼当会の歴史は、初期には栃木県の支 援を受けながら県下の医療ソーシャルワーカーの有志 が呼びかけ人となって産声をあげ、その後、「とちぎ ソーシャルケアサービス従事者協議会」に結集する、 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、ホームへ ルパーといった専門職団体と力を合わせて取り組んで きたことよって常に励まされながら育まれて参りまし た。近年では栃木県看護協会やとちぎケアマネジャー 協会との共同による取り組みにより、活動の幅を拡げ

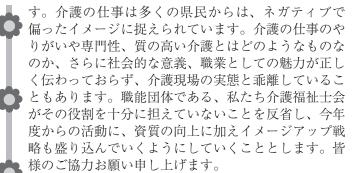


## 栃木県介護福祉士会

会長 岩原

平成27年度総会も無事終了しました。各団体の会長 の皆様には、ご臨席を賜りありがとうございます。

今後、高齢化のピークに向けて介護ニーズの需要が 増大し、団塊の世代が75歳となる2025年には、後期高 齢者が2000万人を超え、認知症や医療ニーズを併せも つ要介護者の増大が見込まれます。こうした中、重度 な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい 暮らしができるよう、地域包括ケアシステムの構築が 求められています。地域包括ケアシステムの構築のた めの最も重要な基盤である介護人材は、不足していま 📥 様のご協力お願い申し上げます。



## 栃木県ホームヘルパー協議会

会 長 仁平 明美

今年度は関東ブロック研修の当番が栃木県となって います。

和光市の訪問介護に関する話が聞けたらと、計画を 進めていますが、まだ決定に至っていません。

29年には要支援者の生活援助が介護保険から外れる ことになっています。

訪問介護の歴史の中で、生活援助は高齢者の生活を 支える大切な業務と信じ行われてきました。

多くの機能を持つヘルパーの専門性がそこにあると 考えてきました。時代の変化、制度の変化毎に積み上 げ国家資格まで出来た業務が、身体介護に特化しよう としているかのような印象があります。しかし、生活 援助、自立支援とは、人間最後の生き方の大切な基盤 を成すもの、始まりだと考えるのです。介護職は生活 支援を通しそこに向き合うものだと、生活援助を安易 に考えてはいけないのではないのではないでしょうか。

## 栃木県精神保健福祉士会

会 長 稲 見 聡

日頃より大変お世話になっております。

昨年度は精神障害者の権利擁護やパーソナリティ障 害の理解促進をテーマにした研修、会員による精神障 🍆 害者地域移行・定着支援の実践報告会を行っておりま す。また、東日本大震災への支援金活動やいまだ復興 が進まない福島県への視察研修などを行うとともに、 今後の災害対策支援活動への取り組みについて検討し ています。社会貢献活動としては、栃木県や市町村に おける協議会や委員会への派遣、精神保健福祉相談員

の派遣、外部機関への講師派遣、精神保健参与員の推 薦などを行っております。

今年度は、会員一人一人の資質の向上や協働連携を 促進するための研修を企画しているところです。また、 地域包括ケアシステムにおける6団体共同への積極的 参加と当会が担える役割の検討も今年度の重要な位置 づけとしております。

今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

## 栃木県社会福祉士会のプロック会・委員会・PT(プロジェクトチーム)の活動を紹介する掲示板です。



\*社会福祉士の皆さま、日頃の実践の質を高めるため、福祉士同士の輪をつくるため、是非会活動に参加しましょう。 福祉士以外の方におかれましては、ブロック会等で研修会等を 企画しております。是非ご参加ください。

お問い合わせは、栃木県社会福祉士会までお願いします。

県北ブロック、県南ブロック、広報委員会、社会福祉評価委員会、生涯研修センター(委員会)、権利擁護センターぱあとなあとちぎ、権利擁護委員会、TSCS・調査研究委員会、 実習指導者養成PT、とちぎSSW研究会(PT)

#### 県北ブロック

福原 健治

## 『合格者を祝う会』

日時:平成27年6月23日(火)19:00~

場所:旨飯処「のふうぞ」(大田原市浅香3-3731)

\*新合格者だけでなく、行政・病院・福祉施設・学校などで活躍中の社会福祉士等で集い、楽しくお酒を酌み交わしましょう。

#### 『事例検討会&情報交換会』

日時:平成27年9月5日(土)

【第一部】『講義とグループワーク』 13:00~

場所:ハロープラザ (那須塩原市関谷)

内容:「生きにくさを抱えた人たちへの支援のあり方」 〜生活困窮者自立支援制度に対応するために〜

講師:社会福祉法人紫野の会 知的障害者支援施設

かりいほ

施設長 石川 恒 さん

【第二部】『情報交換会』17:00~

場所:たかはらオートキャンプ場(那須塩原市関谷)

内容: B B Q 『**刑務所視察研修**』

日時:平成27年11月頃

場所:喜連川社会復帰促進センター(さくら市喜連

JI[5547)

※日頃、相談援助業務として活躍している実績や、聴き役に回って溜めこんでいるストレスを、同じ仲間で共有して、お互いに元気をもらいましょう!

#### 県南ブロック 藤見 雅嗣

ブロック会では、昨年度も参加者から希望を聴き、地域で活躍されている方をお招きして知識を深める機会を作りました。普段では改めて聞けないことも率直に話し合いができ、その後の仕事でもつながりが持てるようになっています。今年度も2ヶ月に1度程の開催を通して少しずつでも参加者の輪が広がるようにしていきたいと思います。ブロック会は会員だけでなく職場の方、関心のある方など誰でも参加が出来ます。お知り合いの方にも声をかけて頂ければと思います。開催予定をホームページで掲示しますので、ご覧頂く

か事務局、直接藤見に連絡をして頂いても結構です。 ご連絡をお待ちしています。

#### 広報委員会

長 秀紀

4月に委員会を開催し、今回の会報の内容を検討し、 6月に会報の最終チェックのために委員会を開催しま した。今回は、若者支援という新たな支援の切り口を テーマに取り上げました。次回の会報は1月に発行予 定です。こうご期待ください。会報に関するご意見、 感想ありましたら、事務局までご連絡ください、会報 作りの参考にさせていただきます。

#### 社会福祉評価委員会

小野 二千光

社会福祉評価委員会は14名の委員により第三者評価と外部評価を行っています。

県内の福祉関係事業者を対象に、利用者に対するサービスの質の向上や情報の提供等の支援を目的として活動しています。私たちは他の施設の特徴や改善点に接することで、社会福祉士としての専門性が更に向上できるチャンスが与えられていると感じています。

活動の概要は

- 1. 第3者評価対象事業所の評価計画立案と実施
- 2. 外部評価の受任活動及び受任した事業所の推進計画立案調整及び実施
- 3. 評価者スキルアップのための研修に関することです。(外部研修への参加及び内部研修実施)

H27年度も活動の概要は変わりませんが、介護保険制度の改定や福祉サービスを充実させるための評価基準の改定等があり、社会変化への対応を図っていきたいと考えています。尚今後の評価(調査)活動をより充実したものにするため、委員の拡充を考えております。

つきましては調査活動を一緒にやってみたいと思う 方は是非委員又は事務局まで声かけをお願いします。

#### 生涯研修センター 松永 千惠子

生涯研修センターでは、栃木県社会福祉士会の会員 さんを対象とする任意の研修と基礎研修を担当してい ます。まず、基礎研修ですが、栃木県社会福祉士会では2012(平成24)年の基礎研修Ⅰの開催に始まり昨年度までに基礎研修Ⅱも開催して参りましたが、今年度からは、基礎研修Ⅲの受講を希望する会員さんに他県での基礎研修Ⅲの受講を推奨してきましたが、今年度からは栃木県で基礎研修Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ全て受講できることになります。任意研修では、9月に「子供の貧困」の研修を下野新聞と共同で開催の予定です。多くの会員の皆様のご参加をお待ちしております。

## 権利擁護センターぱあとなあとちぎ 小林 恵美子

ぱあとなあとちぎの名簿登録者は福祉的ニーズの高いケースについて後見人等を受任し、県内の要援助者に対して権利擁護活動をしています。(26年度末の実績は、名簿登録者56名、うち受任者数37名。総受任件数87件。)

その活動を支える組織として、運営委員会、フォローアップ部会、報告書部会、啓発部会があります。運営委員会は毎月第二土曜日に、フォローアップ部会は委員会内研修会を県内3地域にて開催しています。報告書部会は年2回定期報告書のチェックを行い、啓発部会は外部に向けた研修会を開催しています。また、県内各関係機関の成年後見関係研修会講師や市社協法人後見運営委員会委員等を派遣し各地で活動しています。

ぱあとなあとちぎでは、今後さらに後見ニーズが高 まると思われる社会的動向に備え、一緒に活動する仲 間を募集しています!

## 権利擁護委員会 高田 美保 🖟

権利擁護委員会は、現在、高齢者虐待に関すること を中心に活動しています。

栃木県弁護士会と協同で栃木県虐待対応センターを 設立し、市町や地域包括支援センターに高齢者虐待対 応に関するアドバイスなどを行っています。平成26年 度は、市町に合計9回派遣され、虐待対応会議などへ の参加、高齢者虐待についての講義などを行いました。

高齢者虐待を担当している市町や地域包括支援センター職員を対象に、毎年、高齢者虐待対応研修を開催しています。今年度は、初級研修とフォローアップ研修に分け、さらに充実した内容にする予定です。

委員会や勉強会を定期的に開催し高齢者虐待を通し て広く権利についても学んでいます。

## TSCS:調査研究委員会 大石 剛史

とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会(略称:

TSCS)では、去る2月21日(土)に日本地域福祉学会 関東甲信越静ブロックとの共催で、「とちぎ地域福祉 実践研究セミナー(第11回とちぎソーシャルケアサー ビス学会との同時開催)」を行いました。約270名の参 加者を得て、生活困窮者支援の課題、地域包括ケアの 課題について活発な議論が交わされました。

また、TSCSでは、来る7月26日(日)に、今年度の「とちぎソーシャルケアサービスデー(※全国ではソーシャルワーカーデーとして実施)」のイベントを現在企画中です。詳細は、後日お知らせいたします。会員の皆様の多数の参加を期待しておりますので、ぜひご予定ください!

## 実習指導者養成 PT 蛭田 真弓

当プロジェクトチームは、社会福祉士を養成する実習指導者になるための講習会、「社会福祉士実習指導者講習会」の開催に向けた準備や、当日の運営を主な活動としています。今年度は、平成27年11月28日(土)・29日(日)の2日間、開催します。多くの皆様の受講をお待ちしています。

また、当プロジェクトチームの活動(講習会の運営等)に興味・関心のある方は、ぜひ事務局までお声かけください。会員の皆様と一緒に、社会福祉士の後継者育成、実習受入施設・機関の拡充を目指して活動していきたいと思っています。

#### とちぎ SSW 研究会 (PT) 土屋 佳子

今年度、栃木県のSSW3名増員に加え、宇都宮市・那須塩原市に各1名、小山市に2名のSSWが新規に採用されました。今後他自治体でも導入が予想されることから、本研究会では、実務的研修の方法等の検討を主眼に、これまでの活動の報告書作成、さらには県内の動向調査等、研究活動にも注力していく予定です。また、当初年2回程度の研修会を計画していましたが、諸般の事情により延期とし、開催時改めて周知させて頂く予定です。

## 編集後記

4月25日ネパールで大地震が発生し、多大なる被害がありました。生存率が急激に低下する「72時間の壁」が経過し、120時間後に発見された方々には、バイクの壁や雨水など偶発的な奇跡が重なっていました。一度新聞記事を読み直して奇跡の生還を改めて感じてみてください。

(高橋)